

2020

MARCH & NOTE Circuit Trial

(マーチ & ノート サーキット トライアル)

スポーティングレギュレーション

M&N.C.A.

(MARCH & NOTE Circuit Trial association)

総 則

1. マーチ & ノート サーキット トライアルは、MARCH NISMO SおよびNOTE NISMO Sの一般オーナーが、健全にサーキットでスポーツ走行を楽しむことを目的に開催するものである。
2. 特にマーチ & ノート サーキット トライアルに関わるパーツメーカー各社、ショップ各社、プロドライバーは、大会目的を理解し、一般オーナーが安全、且つ楽しめる雰囲気作りに取り組むことを義務づける。
3. 全てのドライバーはM&N.C.A. ならびにマーチ & ノート サーキット トライアル参加ドライバー、周辺関係に対し、互いに相手方について中傷、誹謗あるいは名誉を傷つけ、もしくはそれに類する言動をしてはならない。

第1条 大会

大会名称は「マーチ & ノート サーキット トライアル」とする。各大会は、本編「マーチ & ノート サーキット トライアル」のスポーティングレギュレーション及びテクニカルレギュレーションに従って開催される。全ての参加者は、これらを遵守するとともに、各運営スタッフの指示に従う義務を負うものとする。

第2条 組織

各大会は仮称・MARCH&NOTE Circuit Trial association(M&N. C. A) 統括のもと、開催される。

第3条 各大会のスケジュール及び出場台数

1. 2020年の各大会のスケジュールは開催日程を参照のこと。

	開催日	大会名	コース
1	5月 24日(日)	2020 SCCN MAY RACE MEETING in TSUKUBA	筑波
2	09月 12日(日)	2020 SUMMER END MEETING in SODEGAURA	袖ヶ浦

2. 出場台数は、M&N. C. A に委ねられる。

第4条 ドライバー参加資格

1. 全てのドライバーはMARCH&NOTE Circuit Trialの大会趣旨に同意し、且つスポーツマンシップに則り、如何なる走行条件下においても車両を大切にドライブすることに長けた者でなければならない。
2. M&N. C. A. は、申請されたドライバーの出走履歴により参加に相応しくないと判断した場合、これを拒否することができる。該当ドライバーを申請したチームは、これに従わなければならない。
3. 全てのドライバーはMARCH&NOTE Circuit Trialの大会当日において、車両およびドライバー本人が正常な走行に適さないと自覚した場合、自らN. C. Aに申告すること。また、ドライバー本人から申告がない場合においても、M&N. C. A. が正常な走行に適さないと判断した時、M&N. C. A. は出走を拒否することができる。該当ドライバーとチームは、これに従わなければならない。
4. MARCH&NOTE Circuit Trialに参加するドライバーは車検証記載の使用者本人であること。但し、使用者名義が法人の場合は、ドライバーがその法人に所属する者でなければならない。
5. 全てのドライバーは長袖・長ズボン、4輪用ヘルメット、レーシンググローブ、ドライビングシューズを着用すること。危険防止の観点から、ウェア類はFIA適合品レーシングスーツ、ヘッド&ネックサポートシステム(HANS等)、およびロールゲージの装着を推奨する。
6. 各Heatの走行は申請された同一のドライバーによって行われなくてはならない。ドライバーの交代は、いかなる理由であっても出走は認められない。
7. MARCH&NOTE Circuit Trial参加資格を得るためのドライビングスクール
中上級者向け : MASAMI MEETING
入門向け : 以下の主催者による走行関連イベント
 - ・大森ファクトリー
 - ・S. S. C. T. (日産プリンス東京MS室)
 - ・Kn' sファクトリー
 - ・ガレージ4413
8. M&N. C. A. が認めるドライバー

第5条 参加車両資格

1. 参加車両は別項のテクニカルレギュレーションに合致した車両でなくてはならない。
NISSAN MARCH NISMO S (K13改) およびNOTE NISMO S (E12) で2019 MARCH&NOTE Circuit Trialテクニカルレギュレーションで認められた範囲内でモディファイされた車両で以下の4クラスに分けられる。

	ノーマルクラス	改造クラス
1500ccクラス	1500N	1500C
1600ccクラス	1600N	1600C

2. ホワイトボディから製作された車両での参加は禁止される。
3. 各参加車両のクラス編入の最終判断は、M&N. C. A. により行われる。シリーズ途中であってもM&N. C. A. からクラス替えの指示を受けた場合、当該ドライバーならびにチーム関係者は、一切の抗議を行うことなく、速やかにM&N. C. A. の指示に従わなければならない。

第6条 広告スペース、ゼッケンおよびプログラムの表示

参加者はMARCH&NOTE Circuit Trial開催中、下記の規則を遵守しなければならない。

1. 広告スペースの提供
 - ①走行クラスのステッカーを車体に貼り付けのこと : サイズ100mm×80mm
 - ②M&N. C. A. にて指示したイベント協賛スポンサーロゴシートを車体に貼り付けのこと
2. ゼッケン
 - ①各参加車両のゼッケンNo. は、M&N. C. A. にて決定する。
 - ②ゼッケンベースのサイズはA3サイズ(297mm×420mm)以上とする。
 - ③ゼッケンNo. 貼付位置は左右ドアに各1枚とボンネットにコントロールタワーから視認出来る位置に1枚、計3枚を貼付すること。
 - ④ゼッケン及びフロントガラスのシール類は、サーキットを出て帰る際には外すこと。これらが、守られない場合、M&N. C. A. は次回の参加を拒否する場合は有る。

第7条 タイヤ使用本数制限等

1. タイヤの安全使用限界
タイヤの使用磨耗限界点は、いついかなる場合であっても（各HEAT終了時点で）スリップライン（1.6mm）を超えて使用してはならない。スリップラインの計測点はタイヤ中央部分とする。
2. Heat1、Heat2を通じて使用できるタイヤの本数は4本（1セット）とする。
3. タイヤに対して、M&N. C. A. 車検員によりマーキングが施される。
すべてのHeatを通して、そのタイヤを使用すること。
4. タイヤマーキング後の組み換えは禁止される。
5. タイヤのウォームアップ（タイヤウォーマー）、クールダウン、溶剤塗布などは禁止される。
6. タイヤに対する意図的な削りを含む一切の加工は禁止される。
7. 但し、タイヤバースト等、やむを得ない理由でタイヤ交換が必要となった場合は、事前にM&N. C. A. の許可を得た上で、追加のタイヤ使用が許される。またその場合、再びM&N. C. A. 車検員によりタイヤマーキングを受けなければならない。

第8条 車両検査及び再車両検査における検査・失格

当該大会の車両検査において、失格裁定が下った場合は当該大会までの全シリーズポイントを剥奪する。

第9条 参加申込

各大会への参加は申込期間内に、所定の手続きに従ってM&N. C. A. 宛に参加申込をおこなわなければならない。参加申込書の提出、参加料の入金を以って参加申込成立とする。

1. ホームページから参加申込書兼誓約書、車両規則をダウンロードすることができる。
また参加ショップ、協力ショップの店頭でも参加申込書兼誓約書、車両規則を入手することができる。
2. 各書類に必要事項を記入の上、M&N. C. A. に郵送のこと。参加申込締切当日の消印のものまでを有効とする。
3. 参加料の入金
 - ①現金書留に参加料・参加申込書を同封の上、M&N. C. A. 宛に郵送のこと。
〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903 SCCN内 M&N. C. A. 宛
電話 03-6421-7967 FAX 03-6421-7968
 - ②銀行振り込みの場合は、下記口座へ振り込む。
銀行名 : りそな銀行
支店名 : 大森支店
口座名義 : 株式会社 エヌ・スポーツ
普通口座 : No. 0138161
4. 参加者が参加申込書の記載内容に抵触したとM&N. C. A. が判断した場合は、M&N. C. A. は参加申込を不成立とすることができる。また、この判断が参加料の入金後であった場合、M&N. C. A. は参加料を返金しないものとする。

第10条 参加料及び保険

1. 参加料（消費税込）
全クラス（筑波&袖ヶ浦） ¥20,000円（税別）
2. 保険 ドライバー1名につき ¥2,000円（初回のみ）
この保険は、保険手続きに時間を要する場合がありますので、早めに参加して下さい。また、MARCH&NOTE Circuit Trialに参加する初回に支払って頂きます。さらに、SCCNのイベント開催日に適用されます。MARCH&NOTE Circuit Trialに参加するドライバーはこの保険に未加入の場合には、走行できません（プロドライバーは加入出来ません。）。保険の適用期間はその年の4月1日～翌年3月31日まで。

第11条 サーキットトライアル

1. ピットレーンより1台ずつが、コースインし、規定の時間内でベストタイムを競う。
2. 最低走行時間は、各Heat 20分以上。
3. 各クラスの1回目、2回目の総合でベストタイム順とし、その順位によりポイントを与える。
4. 2回走行の際に、1回目又は2回目だけの走行の場合はその回のタイムのみが有効とされる。
5. 1回目、2回目の走行時間内にパドックへ出た車両は、その回の以降出走できない。

第12条 ドライバーとの通信手段

1. ドライバー、ピットクルー、チーム間での通信手段に無線機（携帯電話を含み）の

使用は禁止する。

第13条 ペナルティ（サーキットにおけるドライブ行為の規律）

ドライバーは、サーキットにおけるドライブ行為の規律を遵守しなければならない。規則に違反し危険行為と判定されたドライバーは、当該Heatでの罰則とは別に、M&N. C. A. から下記のとおり罰せられる場合がある。

16. 1) 各Heatにおいて、オフィシャルから規則違反または、危険行為と判定され、ペナルティ（訓戒を含む）を課せられたドライバーは、当該シリーズエントラントに公示される場合がある。ペナルティの軽重により、参加資格からシリーズポイント削減まで適用される場合がある。

①Heat期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。本項の「危険なドライブ行為」とは、上級者が初心者に対し故意あるいは強引に以下行為を行ったとM&N. C. A. がみなしたとき

- 1) 故意に衝突を起こしたもの
- 2) 故意に他のドライバーのコースアウトを強いるもの
- 3) 上位者で他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
- 4) 追い越しの最中に他のドライバーを故意に妨害するものその行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。

②すべてのドライバーは、FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づいた信号指示内容に精通し、同付則L項の第4章サーキットにおけるドライブ行為の規律に従わなければならない。

③MARCH&NOTE Circuit Trialでは、FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項、同付則L項を各HEATでの運転に関する安全と危険行為・違反等を審議・審査する上での規則とする。

※FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項…………… 169

<http://www.jaf.or.jp/msports/rules/image/rules1-2.pdf>

※FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項

http://www.jaf.or.jp/msports/rules/image/fiaMS_reg-h_ja.pdf

第14条 賞 典

今年度は無し。

第15条 本スポーティングレギュレーションに記載されていない事項

本スポーティングレギュレーション、テクニカルレギュレーションに記載無き事項については、M&N. C. A. による通知により示される。

以 上